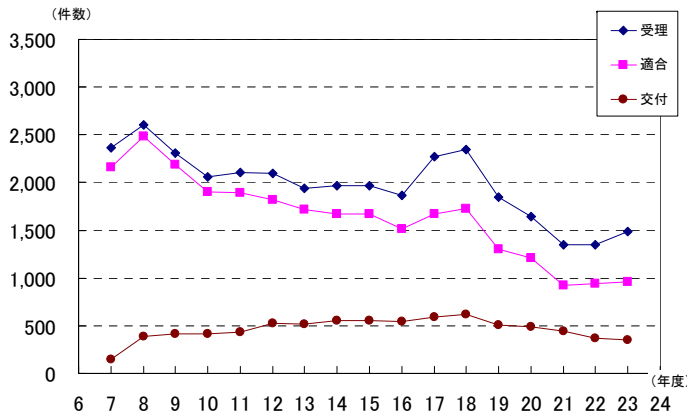


# 人にやさしい街づくり施策の取組方針について

## 1 人にやさしい街づくりに関する現状及び課題

### (1) 整備基準に適合していない建築物が増加している

- 整備計画の届出受理件数は、平成8年度を境に減少し、特定施設の対象拡大で一時的に増加するものの、その後は減少傾向にある。
- 整備計画の適合状況は、条例制定当時は97%以上であったが、平成23年度には約68%にまで低下している。
- 適合証の交付件数は、平成18年度を境に減少傾向にある。



⇒ (課題) 建築物の整備基準遵守の徹底

### (2) 施設整備において多様な利用者にきめ細かい配慮がなされていない

- 障害者の意識調査において、街のバリアフリー化の現状は「進んだがさらにバリアフリー化が必要と思う」「進んでいないと思う」との回答の割合が高い。
  - 「進んだがさらにバリアフリー化が必要と思う」37.0%
  - 「進んでいないと思う」30.0%
  - ※愛知県障害者基礎調査 (平成23年3月)
- 国民意識調査において、「飲食店等」「ビル・事務所等」「遊戯施設」「商業施設」のバリアフリー化が進んでいないとの回答が半数以上を占めている。
  - 「飲食店等」77.4% 「ビル・事務所等」58.4% 「遊戯施設」53.2% 「商業施設」52.9%
  - ※バリアフリー化推進に関する国民意識調査 (平成18年2月：内閣府)
- 建築士及び有識者から、利用者の意見が反映できていないという指摘がある。
  - 管理者目線は聞く事はできるが、利用者の話はなかなか聞く事ができない (建築士)
  - コーディネーターを育てていく必要がある (有識者)
  - ※人にやさしい街づくり推進調査検討業務 (平成23年3月)

⇒ (課題) 利用者の満足度が高まる施設の整備

### (3) 建築物以外の特定施設の整備が進んでいない

- 国民意識調査において、歩行空間及び都市公園の「5年前と比較したバリアフリー化の評価」は、ともに「進んでいない」が「進んだ」を上回っている。
  - 「歩行空間」進んでいない 62.2%、進んだ 31.9%
  - 「都市公園」進んでいない 47.3%、進んだ 31.4%
  - ※バリアフリー化推進に関する国民意識調査 (平成18年2月：内閣府)
- 市町村アンケート調査において、「人にやさしい街づくりがあまり順調に進んでいない」という回答の理由の一つとして、道路整備が取り上げられている。
  - 一部の駅周辺の道路整備のみで、限定的である
  - ※人にやさしい街づくり推進調査検討業務 (平成23年3月)
- バリアフリー法に基づく基本方針の整備目標の達成に向けて整備が進められているが、対象となる道路及び公園は限定的である。
  - 「道路」重点整備地区内の主な生活関連経路を構成する道路 78% (原則100%)
  - 「都市公園」移動等円滑化園路 46% (約45%) 駐車場 38% (約35%) 便所 31% (約30%)
  - ※国土交通省調査 (平成22年3月末の整備状況、()内は平成22年末の目標)

⇒ (課題) 道路・公園の整備の推進

### (4) 人にやさしい街づくりの理解度、認識度が低い

- 建築士及び有識者から、県民の関心が薄いという指摘がある。
  - 人にやさしい街づくりの推進に関する条例を知っている施主が少ない (建築士)
  - 自身の問題として感じていない人がまだまだ多い (有識者)
  - ※人にやさしい街づくり推進調査検討業務 (平成23年3月)
- 市町村アンケート調査において、人にやさしい街づくりへの住民の関心は、「あまり関心がない」「全然関心がない」との回答が半数以上を占めている。
  - 「たいへん関心がある」2% 「まあまあ関心がある」45%
  - 「あまり関心がない」49% 「全然関心がない」4%
  - ※人にやさしい街づくり推進調査検討業務 (平成23年3月)

⇒ (課題) 人にやさしい街づくりの理念の普及・啓発

## 2 人にやさしい街づくり施策の取組方針（案）

### (1) 条例遵守義務の指導強化

建築物の整備基準遵守の徹底を図るため、事業者等に対して、条例に規定する整備基準の遵守及び整備計画の届出について指導するとともに、適合証の請求を促し、整備基準に適合した建築物を増加させる。

#### [基本施策]

- ・整備計画届出率の向上

#### [具体施策]

- ・届出義務の周知徹底：民間確認検査機関に対して、建築確認時に届出の啓発が図られるよう協力依頼する。
- ・未届出事業者への届出の督促：建築確認された特定施設の届出状況を確認し、未届出施設について事業者へ督促する

#### [基本施策]

- ・整備計画適合率の向上

#### [具体施策]

- ・事業者の意識の向上：不適合となった特定施設の事業者に対して、不適合である旨を直接通知する。
- ・整備基準の明確化：整備基準の運用について、定期的に有識者等から意見を求める機会を設け、整理する。

#### [基本施策]

- ・整備基準適合建築物の増加

#### [具体施策]

- ・整備計画届出書、適合証の活用：県有施設について、工事着手前の整備計画届出書及び工事完了後の適合証交付請求書の提出を依頼する。

### (2) より望ましい施設整備への誘導

利用者の満足度が高まる施設の整備を図るため、望ましい基準による施設整備を促進するとともに、施設整備において利用者等からの意見聴取の取組を推進し、誰もが円滑に利用することができる施設の整備に繋げる。

#### [基本施策]

- ・望ましい基準による施設整備の促進

#### [具体施策]

- ・望ましい基準の点検：望ましい基準について、中部国際空港等先駆的な施設における整備内容と比較することにより、内容を点検する。

#### [基本施策]

- ・利用者と共につくる街づくりの拡充

#### [具体施策]

- ・公共建築物における意見聴取の促進：県及び市町村が施設整備を行う際には、利用者からの意見聴取を要請する。
- ・コーディネーター登録制度の創設：県の定めた講習内容に基づき、NPO等が養成したコーディネーターを県の基準により登録する。

### (3) 既存道路・公園における整備の促進

道路・公園の整備の推進を図るため、施設管理者である庁内関係課室及び市町村と連携し、バリアフリーに配慮した整備が進められている新設道路・公園とともに、既存道路・公園の改善が進められるよう、人にやさしい街づくりとして支援する。

#### [基本施策]

- ・整備に向けた支援の実施

#### [具体施策]

- ・移動等円滑化基本構想の作成の促進：市町村に対して移動等円滑化基本構想の作成を促す。
- ・バリアフリー化の整備状況の把握：特定施設のバリアフリー化について、既存施設を含めた整備状況を確認する。

#### (4) 情報提供・教育活動の拡充

人にやさしい街づくりの理念の普及・啓発を図るため、従来からの県民向けの普及活動を継続的に実施するとともに、事業者等への啓発活動を実施することにより、県民の人にやさしい街づくりに関する理解・認識を深める。

##### [基本施策]

- ・事業者・専門家への啓発活動の充実

##### [具体施策]

- ・建築士向け講習会の実施：建築関係団体と協力して、バリアフリー講習会を実施する。
- ・工業高校生等向け出前講座の新設：将来建築に係わる工業高校生や大学生等を対象とした出前講座の仕組みを検討する。

##### [基本施策]

- ・県民向けの普及活動の充実

##### [具体施策]

- ・出前講座等の実施：小学生を対象とした出前講座や県政お届け講座を実施する。
- ・県内全域での地域セミナーの開催：各年度毎に2～3の建設事務所管内で計画的に地域セミナーを開催する。
- ・人にやさしい街づくり賞の活用：H&Rフェア始め各種イベントでパネルを掲示する等、人にやさしい街づくりに関する取組みを広く周知する。
- ・アドバイザー登録制度の拡充：県の定めた講習内容に基づき、NPO等が養成したアドバイザーを県の基準により登録する。